

平成 29 年度第 1 回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

平成 29 年度第 1 回公共調達監視委員会を平成 29 年 5 月 22 日（月）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

2 公共調達審査会審議結果報告（公共調達審査会委員長）

平成 29 年 5 月 15 日に開催しました公共調達審査会は、委員 3 名全員の出席により、対象期間が平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日の間の契約締結案件 10 件を審議した結果、全案件について、適正な処理であると判断しました。

3 抽出結果の報告（抽出担当委員）

抽出担当委員より、対象期間は平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、対象案件 10 件の全てを抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

4 対象案件の審議

対象案件 10 件は競争入札 7 件、随意契約 3 件によるもので、事務局から公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

委員 競争入札【物品】1「非常用備品購入契約」の非常食の数量について、数量「1」というのは量的にはどれくらいのものなのですか。

局 一人につき 1 日 3 食、2 日分で 6 食分になります。数字は購入したセット数になります。1 セットは 24 食入りで、1 セットは 4 人分となります。

委員 それぞれ配置している職員の人数で計算されているのか。

局 そうです。前回より購入数が減っていますが、人員の削減によるものなので、前回と一緒にとはならないです。

委員 賞味期限はどれくらいですか。

局 5 年間です。平成 24 年 3 月に購入したもので、平成 29 年 3 月に商品品質保

存期限が到来することで購入しました。

委員 競争入札【物品】2「兵庫県内6施設におけるパソコン等購入契約」ですが、パソコン等と記入してあるので、どのような仕組みかわからないが、液晶モニターが豊岡所に納入されているが、48型と大きいサイズなのはどのような使い方をしているのですか。

局 来所者向けに待合・ロビー等に設置してある液晶モニターになります。

委員 大きくて見やすいもの、個人用ではないということですか。

局 はい、そうです。

委員 什器・備品の購入の際、古い物は下取り、廃棄料などはどのようになっていますか。無償で引き取って貰えるのですか。

局 5万円以上で購入した物品については、廃棄時において「物品の価値証明書」を契約業者から取得し、売却は不可能で産業廃棄物として処分している旨の確認を取っています。今回の全て案件で価値はないとの証明であったが、引き取りについては有償での引き取りとなり、契約金額に入っています。

委員 競争入札【物品】4「洲本公共職業安定所外2施設における音声付自動窓口案内機の導入、更新契約」について、機種を変えただけで、こんなにも安価になるのですか。

局 全国の調達情報が見られるが、他局と比べ過去の落札額が高額であったことから、他局より情報をもらい、確認したところ当局の仕様が厳しかったことから仕様の内容を改めたところ、応札業者も数者入り、安価での購入が可能になりました。

委員 競争入札【物品】6「防犯カメラシステム専用HDD交換購入契約（兵庫県下28施設分）」について、落札業者はシェアトップの業者とのことであるが、それだけで落札率が下がるのですか。

局 3者の応札がありましたが、落札業者については、営業所が姫路市に所在しており、交通費（出張作業費）もかなり安価に抑えられていたための落札となりました。

委員 随意契約【物品】2「兵庫労働局管下7施設における什器等購入契約」なんですが、入札したが落札できなかったということですが、原因はなんですか、予定価格の設定が低かったということですか。

局 一般競争入札を実施したところ8者の応札、再入札を実施したところ3者の応札がありましたが、予定価格の範囲内での入札はなく、再々入札においても1者の応札がありましたが予定価格の範囲内での入札はありませんでした。はい、おっしゃるとおりで、契約の中にマザーズハローワーク三宮の施設の購入があるが、購入以外にフロア内パーテーション、カウンターの移設、パーテーション、ロビーチェアの撤去保管等の作業があったが、移設にかかる費用を算出していなかったため、落札には至りませんでした。

5 審議結果（委員長）

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、運営要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

また、運営要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事の概要を公表、ホームページへ掲載することとします。

6 閉会